

事務連絡
令和2年10月21日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

検査実施機関の変更について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第5項第11号の規定に基づき4類感染症として定められているブルセラ症については、令和2年10月26日より国立感染症研究所において検査を実施することとなりましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、貴管内の市町村及び関係機関等へ周知くださるようよろしくお願いたします。

（担当）

厚生労働省健康局結核感染症課

電話：03（5253）1111（内線2384/2376）